- $\Diamond$ 版で、一般への公開用ではありません 議事速報は、 審議の参考に供するための未定稿 正規の会議録が発行される
- $\Diamond$  $\Diamond$ 今後、訂正、削除が行われる場合がありま 後刻速記録を調査して処置することとされた ので、審議の際の引用に当たっては正規の会 は、原発言のまま掲載しています。 理事会で協議することとされた発言等

議録と受け取られることのないようお願い

いいたします。 民進党の階猛です。 本日もよろしくお

ただきますということで、宮路さんとのやりとり 弁していいのかなと思いながら御答弁をさせてい すけれども、私がこうやって民法を担当して御答 ろもあるかと思いますけれども。 私も実は法律が嫌いでございましてと。中略しま いいますと、これは宮路委員とのやりとりの中で、 私はちょっとがっかりしました。何についてかと 中でちょっとやや触発されてお話しされたとこ 十二月二日、この委員会での盛山副大臣 「の答弁、

通されているのかなということで、 わけですから、よっぽど大臣よりもこの分野に精 わざわざ盛山副大臣が私からと言って答弁される た面があります。 前回とか前々回も、 しかし、この間のような答弁 大臣に聞いているときに、 私も甘受して

> をされると、 じてちょっと容認できないと思っています。 ない場合にも出てきて答弁されるというのは、 盛山副-大臣

いますが、いかがでしょうか。 委員会の委員長として御指導をいただきたいと思 としめるものでもございますし、ここはやはり当 委員長、この間の答弁はこの委員会の権威をお

ます、 ます。 った」と呼ぶ) O鈴木委員長 委員長として指名したものであり 先日は。 委員長として指名したものであ ŋ

していただくなりしていただかないといけないとで、ここはちょっと注意をしていただくなり指導が委員会の権威をおとしめるようなものであるの月二日の先ほど申し上げましたような答弁、これ 思いますが、この点いかがでしょうか。 〇階委員 いや、そうではなくて、 前 口 **の**、 +

だきたいと思います。 今後は政治家の中では大臣に御質問をさせてい ○階委員 それでは、私はそういう認識に立って、 〇鈴木委員長 それを踏まえて今後運営します。 た

そこで、民法九十条について。

というふうに今回なっていますが、従来は「公の公の秩序又は善良の風俗に反する法律行為は、」の条文と若干異なる部分があるということで、「 」、こういうくだりが削除されていた。しかしな 律行為は、」ということで、 秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法 先日も御質問しました、改正案の中でこれまで 削除されたとはいっても 「事項を目的とする

> 得る場合は公序良俗違反で無効になるというふう 的とする借金について、その目的を相手方が知り では、私が今例として引き合いに出した賭博を目 とでありました。しかも、この間の参考人の答弁 すけれども、その懸念は当たりませんよというこ なくなるんじゃないかということを懸念したんで する」という表現が抜けたことによって読み込め に読めたんだけれども、これからはこの「目的と と文言上も明らかにこれは無効になるというふう 公序良俗に反するような場合は、今までの条文だ 賭博行為を目的としてお金を借りる場合、目的 これまでは「目的とする法律行為は、」というと 意味内容には変わりがないんだということでした。 そこで、私が懸念したのは、日本語的に読むと、 何の目的で法律行為をするか、例えば、 が

すが、いかがでしょうか。 この点について、確認させていただきたい んで に明言されました。

れているというのが判例の理解だと思っておりま 博の用に供することや賭博で負けた債務の弁済に の事情も広く考慮して無効とするか否かが判断さ 内容だけでなく、 民法制定以来の解釈、 とする判例がございまして、そういう意味では、 機を相手方が知っている場合には法律行為を無効 〇小川政府参考人 お話がありましたように、 反するものではない事案におきましても、 貸借のように、法律行為の内容自体は公序良俗に 充てるという動機のもとで行われました金銭消費 法律行為が行われる過程その 運用を通じて、 法律行為の 、その動 他

○階委員 今お話があったように、内容が公序良○階委員 今お話があったように、内容が公序良俗違反というだけではなくて、動機が公序良俗違

ればと思います。ですので、新法の文言に沿ってお聞かせいただけの条文に沿ってもいいんですが、今の審議は新法の条立に沿ってもいいということなのでどちら

しょうか。

とこでまず、公の秩序という概念が出てきます。
とこでまず、公の秩序という概念が出てきます。

〇小川政府参考人 民法九十条においては、公の 〇小川政府参考人 民法九十条においては、公の 秩序と善良の風俗というのはいずれも社会的な観 秩序と善良の風俗というのはいずれも社会的な観 秩序と善良の風俗というのはいずれも社会的な観 秩序と善良の風俗というのはいずれも社会的な観 秩序と善良の風俗というのはいずれも社会的な観 のい川政府参考人 民法九十条においては、公の

お聞かせください。 〇階委員 それでは、あわせて、あえて区別をす

とですが、善良の風俗というのは社会の一般的道あえて公の秩序と区別して申し上げるというこ〇小川政府参考人 お答えいたします。

にある債権譲り受け人の利益保護の要請……

うことでよろしゅうございますね。〇階委員 社会の一般秩序と社会の道徳観念とい徳観念を指すなどと言われております。

た。は九十条で無効になるという答弁をいただきましめの借金については、動機を相手が知り得た場合めの上で、前回は御答弁の中で、賭博行為のた

ているわけです。しかも与党の一部が反対に回る中で、採決に至っしかも与党の一部が反対に回る中で、採決に至っ十分でないということで退席しましたけれども、賭博に関する法案が衆議院で、我々は審議がまだをれで、きょう、先ほど本会議で、まさにこの

い。公序良俗に反するかどうか。大臣、お答えくださ公序良俗に反するかどうか。大臣、お答えくださいてお尋ねしますけれども、賭博行為そのものはそこで、大臣にこの重要な賭博行為の問題につ

しております。 
例もそのことを前提とした判断をしていると承知に反するものと解されておりまして、最高裁の判に反するものと解されておりまして、最高裁の判い。

債務者の異議なき承諾による抗弁喪失の制度の基 〇金田国務大臣 賭博行為は公の秩序及び善良の とを禁止すべきことは法の強い要請であるという たを禁止すべきこと甚だしく、ということで、賭博 風俗に反すること甚だしく、ということで、賭博 風俗に反すること甚だしく、ということで、賭博 を禁止すべきことは法の強い要請であるという とを禁止すべきことは法の強い要請であるという とを禁止すべきことは法の強い要請であるという とを禁止すべきことは法の強い要請であるという とを禁止すべきことは法の強い要請であるという とを禁止すべきことは法の強い要請であるという とを禁止すべきことは法の強い要請であるという とを禁止すべきことは法の強い要請であるという とを禁止すべきことは法の強い要請であるという とを禁止すべきことは法の強い要請であるという とを禁止すべきことは法の強い要請であるという

- と呼ぶ)、や、や。それは違うよね。全然違うところを読んでいるよ階委員「ちょっとそれは違うんじゃないですか。

によるものであります。び善良の風俗に反することが甚だしいということびあるの人中し上げますが、賭博行為は公の秩序及

聞いているんです。も、なぜ甚だしく反するというのか、その理由をも、なぜ甚だしくとあえてつけ加えられましたけれどう、甚だしくとあえてつけ加えられましたけれどいで、という結論はいただいて、

○階委員 その判例の趣旨を御説明いただけませいるということを申し上げたところであります。理由について、最高裁の平成九年の判例が言って理由について、最高裁の平成九年の判例が言って

あります。 博は違法である、このようにされているところで らないもの、 効と解されておりますし、なお、正規に開設され を欠くため、公序良俗に反するものではなく、有 艇等についての賭博に関する法律行為は、違法性 て正規に開設された施設における競馬、競輪、 定、例えば、 〇金田国務大臣 た施設におけるものであっても、正規の方式によ ― ト競走法といったような法律の規定に従いまし 競馬法、自転車競技法、モストーー般的に申し上げて、 例えば私的な場外馬券などによる賭 モーターボ 律 :の規 競

反するかということをお聞きしているわけです。して反する、原則の部分でなぜそれが公序良俗にべになられたと思うんですが、公序良俗に原則と**〇階委員** 今は、原則ではない例外のことをお述

〇金田国務大臣 その理由を改めてお答えください。 違法なものであるということが

理由であります。

ものイコール公序良俗違反ということでよろしい 先ほどあえて分けて聞きましたけれども、 んですか。 なるほど。 公序良俗違反という中で、 違法な

風俗に反することが甚だしいということでありま 〇金田国務大臣 賭博行為が公の秩序及び 善良  $\mathcal{O}$ 

○階委員 堂々めぐりになっているんです け れ

為が甚だしく公序良俗に反するのか、その理由をに今議論をしているんですけれども、なぜ賭博行 述べてください。 公序良俗という言葉の意味 いれども、なぜ賭博行気を明らかにするため

から、 済の機能に重大な障害を与えるおそれがあること してまた、副次的な犯罪を誘発し、さらに国民経 民の射幸心を助長し勤労の美風を害すること、そ によらずに、単なる偶然の事情により財物を獲得 ますのは、賭博行為が、勤労その他の正当な原因 違法とは必ずしもリンクしていないと思うんです が、そのおっしゃられたことは、要するに、合法、 〇階委員 まさにおっしゃるとおりだと思います とされている、このように認識をしております。 しようと他人と相争うものであって、そして、 〇金田国務大臣 法律で仮に適法だとされても、 公序良俗に反する行為として処罰すること まさに公序良俗でいえば、 賭博が刑法上犯罪とされてお その法律の中 ŋ

> に反しないということになるんでしょうか。私は、れたという場合に、そうした行為は常に公序良俗 んですが、大臣の御答弁をお願いします。 という場合もあるんじゃないかなという気がする 上、法律的には違法ではなくても、良俗に反する 良俗という部分があえて九十条に残されている以 実施法案なるものが通って、賭博行為が合法化さ 博行為、例えば、カジノ法案が通って、その そこでお伺いしますけれども、 分に反するというふうに私は考えております。

から解禁されるであろうものはちょっとそれとは視体制をつくった上でやられるものですが、これルの場合ですから、国がちゃんとした制度なり監 競馬、競輪、競艇等につきましては、一般に、公わけですけれども、法律の規定に従って行われるの金田国務大臣 個別の事案ごとの判断にはなる あると解されているものと承知をしております。序良俗に反するものではなく、有効な法律行為で うリスクも高いわけです。 的とするがゆえに行き過ぎた運営がなされてしましも監視とかが行き届かない、あるいは利益を目 んですね。民営の場合ですから、国と違って必ず たてつけが違っていまして、民営のギャンブルな

に確認させていただきたいと思います。 ないというふうに言えるのかどうか、これを大臣 合に、そのことだけをもって常に公序良俗に反し そういうところから聞いているわけですけれ 、私的な賭博行為が仮に合法化されたという場

〇金田国務大臣

ただいまの御指摘は、

個 別の 事

> ただいております。 ふうにも言われますけれども、きょうお配りして これは七百八十条。クリーンハンズの原則という れは、言えないというのが基本的な考え方です、 良俗違反で無効だから返せと言えるかどうか。こ 支払っているという場合、その負けたお金を公序 たとした場合、賭博で負けたお金を既に相手方に 法九十条で公序良俗違反ということで無効になっ いる参照条文のその一の方の二番目に書かせて すなわち、賭博を例にしますと、賭博行為が民

をしております。 すが、法律の規定に従って行われますものについ 有効な法律行為であると解されているものと承知 案ごとの判断にはなる、このように考えておりま 公序良俗に反するものではなく、

た。この理解でよろしいですか。 いがなくなるわけではないというふうに捉えまし からといってそれだけをもって公序良俗違反の疑 ましたので、これは必ずしも、法律に沿っている 〇階委員 個別にとか一般にという文言が付され

〇金田国務大臣 先ほど申し上げたとおりであ

うに言われます。 七百八十条というのは表裏一体の規定だというふ ことになると思います。 〇階委員 次に行きますけれども、よく民法九十条と民法 それでは、 私が理解したとおりという そういう発言でしたので。

上げられていた条文だと思いますが、 現行の七百八条、 のために給付をした者は、 先ほど國重先生もたしか その給付したものの 「不法な原 取

りでない。」これが現行の条文です。原因が受益者についてのみ存したときは、この限返還を請求することができない。ただし、不法な

をお願いします。
この条文は今回改正対象には含まれていなかったということなんですが、それでは、今の条文のたということなんですが、それでは、今の条文のをお願いします。

〇小川政府参考人 お答えいたします。

とするという表現を用いております。とするという表現を用いております。ことを必要理、道徳を無視した醜悪なものであることを必要さらにそれが、その社会において要求せられる倫行法規に違反した不適法なものであるのみならず、ざいますが、判例は、その原因となる行為が、強さいますが、判例は、その原因となる行為が、強きましては、これは学説は分かれている状態にごけの要件となっております不法な原因」、不法原因給民法第七百八条の「不法な原因」、不法原因給

○階委員 今御説明になったことと、先ほどの公序良俗違反に当たる場合と、不法な原因がが厳しそうな感じもするわけですけれども、先ほが厳しそうな感じもするわけですけれども、先ほどの公序良俗の御説明になったことと、先ほどの公とについてお答えいただけますか。

拒否するものであるという点では共通するものでな給付がされた場合について、その法的な救済を第九十条と第七百八条は、公序良俗に反するようまさに表裏一体という表現が使われますが、民法〇小川政府参考人 よく民法九十条と七百八条は

ございます。

があるものと考えられるところでございます。でありまして、その典型的に作用する時点に違い付の後における給付者の返還請求を拒否するもの付。とに対しまして、民法七百八条は、給るということに対しまして、民法七百八条は、給他方で、民法第九十条は、法律行為の内容の実

かということを聞いています。 不法な原因、この二つの概念は同じなのか違うの**〇階委員** 私が聞いているのは、公序良俗違反と

させてください。というふうにちょっと思いましたけれども、確認られましたから、同じ意味で使われているのかなー今の説明だと、表裏一体ということもおっしゃ

ト。 **〇小川政府参考人** 基本的には一致すると思いま

本的には一致するということだと思います。と言われれば、曖昧な表現ではございますが、基と思います。そういう意味では、全く一致するか説がさまざまあって、若干幅があり得るところだれだ、やはり先ほども申し上げましたように学

○階委員 今回の改正の目的の中に、国民にわか○階委員 今回の改正の目的の中に、国民にわか

んですか。 めえてこの文言の違いを放置しておく理由は何

○小川政府参考人 形式的に申し上げますと、今
 ○小川政府参考人 形式的に申し上げますと、今

○階委員 おっしゃっているのは、不法な原因のの階委員 おっしゃっているわけですか。逆に言うと、公序方が公序良俗違反よりも広い概念だということを方が公序良俗違反より。

○小川政府参考人 判例は、先ほどのように醜悪の川」政府参考人 判例は、先ほどのように醜られるという説であったり、あるいは逆に、強行なる強行法規違反を含むというより広い対象範囲という表現を使っていますが、学説の中では、単という表現を使っていますが、学説の中では、単という表現を使っていますが、学説の中では、単という表現を使っていますが、学説の中では、単の小川政府参考人 判例は、先ほどのように醜悪

い。 の階委員 いや、はっきりしないところをはっき

りも広い、大きいということであれば、ちゃんと公序良俗とイコールである、あるいは公序良俗よいるような気もするんですが、そうではなくて、を見ると公序良俗違反の公序の部分だけを捉えてこれは、不法な原因というと、やはり言葉だけ

ので、説明をお願いします。思うんですが不法な原因という言葉だけでは、それが公序良俗違反とどういう関係にあるのかといれが公序良俗違反とどういう関係にあるのかといれがかかるような文言にしなくてはいけないと

象とはされておりません。
の小川政府参考人 今回の改正の中では、検討対

らなかったものでございます。 条につきましても、本格的な改正の検討としておこのため、第四章中の規定である民法第七百八

難しい点もあろうかと思っております。ていないと、なかなか用語を改めるということもますので、そういうものについて、解釈が確立ししたように、解釈がなお分かれている点でございなお、七百八条につきましては、先ほど申しま

てしまうわけですけれども、先ほど、賭博行為は俗違反と不法な原因の関係がよくわからなくなっ**〇階委員** そうすると、この二つの概念、公序良

○階委員 それでは、先ほどのように、賭博行為の階委員 それでは、先ほどのように、賭博行為によってお互いにその返還を請求することができないとにお互いにその返還を請求することができないというふうに承知しております。
 ○階委員 それでは、先ほどのように、賭博行為によってやりとりをした金銭は、原則的にお互いにその返還を請求することができないというふうに承知しております。

○<br/>
○階委員 それでは、先ほどのように、賭博行為<br/>
○金田国務大臣 個別の事案ごとの判断にはなり<br/>
にお尋ねします。<br/>
○金田国務大臣 個別の事案ごとの判断にはなり<br/>
○金田国務大臣 個別の事案ごとの判断にはなり<br/>
○金田国務大臣 個別の事業ごとの判断にはなり<br/>
○金田国務大臣 個別の事業により<br/>
○金田国務大臣 の表別の事業により<br/>
○金田国

のと承知をしております。 支払いは、一般に不法原因給付には当たらないもますが、法律の規定に従って行われますかけ金の**〇金田国務大臣** 個別の事案ごとの判断にはなり

ではいは、一般に不法原因給付には当たらないも支払いは、一般に不法原因給付には当たらないは、一般に不法原因給付には当たらないがなる場合に公序良俗違反に当たる余地があるということで、国民にとってみると、 それによる金銭の給付も不法原因給付に当たた、 それによる金銭の給付も不法原因給付に当たる余地があるということで、国民にとってみると、いかなる場合に公序良俗違反や不法原因給付には当たらないも、 では、 一般に不法原因給付には当たらないも であかがわかりにくいと思います。今のやりとりのと承知をしております。

この点について御見解をお願いします。までは反しているというふうに考えますが、大臣、目的に、この九十条、七百八十条のこの文言のまございますけれども、その売り文句、改正の趣旨、国民一般にわかりやすい民法という売り文句で

○金田国務大臣 質問にお答えさせていただきま

えております。 、一概には言えないわけでありまして、適用さは、一概には言えないわけでありまして、適用さは、一概には言えないわけでありまして、適用さ規定を設けるのが適切であるかという点について規定を設けるのが適切であるかという点について見法を国民一般にわかりやすいものとするとい民法を国民一般にわかりやすいものとするとい

たわけであります。
が考慮されまして、明文化はされないことにされが考慮されまして、明文化はされないことにされ最終的には、その要件設定の困難さといったもの利行為について、その明文化が検討されましたが、利 の ます例えば暴 
は制審議会におきましても、公序良俗違反と評 
とわけでありますのます例えば暴 
は制審議会におきましても、公序良俗違反と評 
にわけであります。

また、局長も先ほど述べたかと思いますが、今 また、局長も先ほど述べたかと思いますが、今 また、局長も先ほど述べたかと思いますが、今 また、局長も先ほど述べたかと思いますが、今

たがって、わかりやすい民法という改正趣旨

それを明らかにしたと思っています。

摘は当たらないのではないか、このように考えて に反するという御指摘につきましては、 この御指

ほど言ったように、賭博にしても、賭博のための解できる必要があると思うんですよね。でも、先の文言のままで、皆さん誤解なく、国民一般が理 の文言、公序良俗とか不法な原因というの 反しないというふうにおっしゃるのであれ ったので、 〇階委員 私は、もっと明確化すべきだということを申し上 では明確になっていないと思うんですね。だから、 ケースもあり得るということですから、全然これ 反であったり不法原因給付であったり、そういう 金銭の給付にしても、合法化されても公序良俗違 国民一般にわかりやすい民法という改正 よく意味がわからなかったんです 次の質問に関する答弁とまじって がば、こ は、こ 一趣旨に しま

いないと言えるのかということを御説明ください。 法というところ、民法九十条と七百八条への今回も、改正の趣旨である国民一般にわかりやすい民ちょっとまじったのでもう一回聞きますけれど 金田国務大臣 対応は反していると思うんですが、なぜ反して ただいまの御質問にお答えを申

の意味についての解釈とか、争いがあるのであれふうに思っております。そういう点からは、不法 は直すという趣旨であると思っております。 した判例あるいは通説を条文にするものだという あくまでも、改正に当たりまして、 いのではないか、そういうふうに私 直 世るも は理解 確 立  $\mathcal{O}$ 

ているところであります。

うものであると思っています。 化への対応という、もう一つの改正の目的にも いう改正の目的だけではなくて、社会、経済の変 もございますし、国民一般にわかりやすい民法と 利行為論というのは、判例で確立された考え方で ○階委員 それから、もう先ほ それから、もう先ほど大臣が少 まさに暴 プし先 沿

るわけです。ですから、まさに今、百二十年ぶりが進む中で、暴利行為がはびこる事態が想定され変多くなっていまして、これからどんどん高齢化なぜならば、近時は高齢者の消費者被害など大 と私は考えます。 の改正をするのであれば、ここで手を打つべきだるわけです。ですから、まさに今、百二十年ぶり

てしかるべきだと私は考えますが、先ほど逢坂委回の二つの改正の目的に照らせば、当然手を打っなぜ暴利行為論について明文化しないのか。今 いて、もう一度お答えいただけますか。 明文化できない、すべきでないと考える理由につ 員も同様の質問をされましたけれども、大臣から、

経済団体を中心に、明文の規定を設けることに 果が生ずるとして、法制審議会におきましても、 抽象的な要件で規定いたしますと取引への萎縮効 すが、何をもって暴利行為というかというものを 〇金田国務大臣 反対する意見がございました。 暴利行為論につきましてなん は で

るべき暴利行為の内容は確立しているとは言いがとの見方もあったわけでありまして、無効とされ 暴利行為として無効となる範囲が広がりつつあ また、近時の下級審の裁判例でございますが、 る

> うに承知をいたしております。 の発展を阻害しかねないとも考えられた、このよ 現時点で一定の要件を設定することで将来の議 の要件を適切に設定することは困難でありまして、 状において、このような裁判例をも踏まえて、 状があるわけでございまして、こういう現 そ

ないかなと思っています。 と思うんですね、そういったことも防げるのでは 念によって、皆さんが取引を萎縮する部分もある 申し上げました公序良俗という曖昧模糊とした概 果などはありませんし、むしろ、無用に、 こういう提案が一部弁護士から上がっております。 得することを内容とする法律行為は無効とする」、 て、その者の権利を害し、または不当な利益を取 または思慮、経験もしくは知識の不足等を利用し ますと、 ものがありますので、ちょっと読ませていただき 化した場合にどういう条文が考えられるかという 〇階委員 私は、この文言であれば、取引を萎縮させる効 「当事者の困窮、従属もしくは抑圧状態 私の手元に、一つの暴利行為論を具 先ほど

文化し がでしょうか。 先ほどの大臣の説明からしても、暴利行為論を明 今申し上げましたような限定的な文言であ 得るのではないかと私は考えますが、い れ ば

〇鈴木委員長 ちょっと待って。 大臣、今、 小川民事局長。 手 が ~挙がっ

しておきたいと思います。 中でもいろいろ議論がございましたので、 〇小川政府参考人暴利行為論自体は、 法制 審 0

に提案のあったものも、 比較的最近そう いう えられます。

けるということはまだ困難である、このように考

調した面も強いのかなという気がいたします。っと考え方が変わって、あるいは主観性などを強うことが要件とされておりましたので、今の御趣きの過当の利益という、過大な利益を得たとい縁利行為のリーディングケースといいますのは、議論が多いところでございます。ただ、いわゆる

もあったところでございます。面もあろうかというのが法制審の中の議論として味で確立したというのはまだなかなか言いにくいくういう意味では、暴利行為論がいろいろな意

○階委員 先ほども申し上げました。社会、経済○階委員 先ほども申し上げました。社会、経済○階委員 先ほども申し上げました。社会、経済

承知しております。 ては、法制審においてもその点は検討をされたと 〇金田国務大臣 ただいま御指摘の点につきまし

なったということでよろしいんですか。
ては、今後も含め、手当てをしないということに
○階委員 では、検討された結果、この点につい

〇小川政府参考人 法制審の関係でございますの 〇小川政府参考人 法制審の関係でございますの で、御説明いたしますと、法制審の中でも比較的 で、御説明いたしますと、法制審の中でも比較的 で、御説明いたしますと、法制審の中でも比較的 で、御説明いたしますと、法制審の中でも比較的 で、御説明いたしますと、法制審の中でも比較的 で、御説明いたしますと、法制審の中でも比較的 がは、まだ議論が定まっていないであるとか、ある 発展を阻害しかねないといった議論があったとい うことで、最終的には要綱案に盛り込まないこと となったわけでございますが、将来にわたってこ ういうものを検討の対象としないということをそ ういうものを検討の対象としないますん。

かったということであります。 〇金田国務大臣 ただいま局長から申し上げたと

深めていきたいと思っております。
〇階委員 それでは、その点については議論をいう目的に沿う立法ができるかということを議論々としてどうしたら社会、経済の変化への対応と々としてどうしたら社会、経済の変化への対応とかったということであります。

お尋ねしたいと思います。
次に、民法三条の二という新しい条文について

する。」という一文であります。を有しなかったときは、その法律行為は、無効と法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力ます。ちょっと、条文、短いので読みますと、「これも、意思能力という概念が入ってきており

**、一て下ます、 らて いこうこう**。 、まず御説明をいただければと思います。 ここで言う意思能力とは何かということにつ

〇小川政府参考人 お答えいたします。

われております。 度の知的判断能力が一応の目安とされていると言
すされる説明といたしまして、一般的には七歳程
けの精神能力をいうなどと言われております。よ
意思能力とは、行為の結果を判断するに足るだ

ようか。 準、枠組み的なものを御説明いただけませんでし を有しなかった」かどうかということの判断の基 すけれども、この「意思表示をした時に意思能力 に解されるのではないかというふうに思うわけで 神状態などによって、意思能力はないというふう その意思表示をしたときの時点で、いろいろな精 地もあるのではないか。逆に、三十歳の方でも、 よっては、意思能力ありというふうに解される余 思表示をしたとき、当該意思表示の内容いかんに 子供、あるいはもっと小さい子供であっても、 力を有しなかった」ということですから、七歳の 〇階委員 ただし、 「意思表示をした時に意思 意

〇小川政府参考人 先ほど申し上げましたが、一〇小川政府参考人 先ほど申し上げましたが、一の個人差その他の状況を考慮して、行為の結果を実関係をもとに、行為者の年齢ですとか知能など実関係をもとに、行為者の年齢ですとか知能など実関係をもとに、行為者の年齢ですとか知能などの個人差その他の状況を考慮して、行為の結果をして、過々のと考えられるところでございます。

○階委員 ちょっとよくわからないのですが、や

うんですね。

さいうのは、先ほどの民法九十条もそうはいですから、これはまさに取引の萎縮効果を及ぼると法律行為が無効ということになってしまうわると法律行為が無効ということになってしまうが無効というのは、先ほどの民法九十条もそうはり、曖昧模糊とした概念で法律の有効無効が決はり、曖昧模糊とした概念で法律の有効無効が決

ょうか。 の上で具体化、明確化することはできないんでしめ上で具体化、明確化することはできないんでしども、これ以上に何か条文の上で、あるいは解釈判断基準としてはクリアではないと思いますけれと思うんですが、今のお話だと、私はちょっと、と思うんですが、今のお話だと、私はちょっと、

〇小川政府参考人 そもそも、意思能力の内容その小川政府参考人 そもそも、意思能力の有無というものものにつきましても、意思能力の有無というものをどう見るかということについて、個別具体的のものにつきましても、意思能力の有無というものものにつきましても、意思能力の有無というもの川政府参考人 そもそも、意思能力の内容そ

うこととしております。
先ほど申し上げましたように、解釈に委ねるといという点の議論はいたしましたが、最終的には、たことについてもうちょっと明確化ができないかこれも法制審議会の中でも議論して、こういっ

よね、考え方が。かつ、条文では、先ほど指摘し力があるかどうか判断する、これは全然違いまするというのと、個別具体的な事例のもとで意思能その人の恒常的な能力によって意思能力を判断する。 〇階委員 今おっしゃられたことだと両論あって、

思能力を有しない者の側のみが主張することが

で

だけにな。解釈があり得るというのは、ちょっと解せないん解釈があり得るというのは、ちょっと解せないんなかったときは無効ですから、私は、その二つのたとおり、意思表示をしたときに意思能力を有し

を確認させてください。
る能力を見るのではないかと思うんですが、ここる能力を見るのではなくて、個別具体的なケースにおけ条文の文言からすれば、やはり、定常的な能力

○階委員 ここも、だから、「意思表示をした時はあるところなんですが、個別具体的な法律行為の内容にかかわらず一律に判断されるとする考えの内容にかかわらず一律に判断されるとする考えいます。○階委員 ここも、だから、「意思表示をした時間を入るところなんですが、個別具体的な法律行為います。

○と違うのではないかなと思います。され得るというのは、わかりやすい民法とはちょに」という文言とちょっとかけ離れた考え方もなに」をいる文言とちょっとかけ離れた考え方もな

対象を誰が主張することができるかについては、意 対象を無効とするという場合は、無効というのは で、ここで言っている無効というのはそういう考 を大でいいんですか。 現行法のもとにおきまして、意思能力のない者が 現行法のもとにおきまして、意思能力のない者が した法律行為、これは条文はございませんが、当 した法律行為、これは条文はございませんが、当 が、ういう議論はあるわけで、その法律行為の無 数を誰が主張することができるかについては、意

> るのが一般的でございます。 あるいは第三者は主張することができないと解すきるものであって、意思表示の相手方であるとか

ることを前提としております。おりませんが、現行法のもとと同様の解釈がされけたわけですが、特にそのことについて明示して改正法案におきましても、今度新たに条文を設

○階委員 これもちょっと改正の不備があると思いますね。まさに今のところは争いがないところいますね。まさに今のところは争いがないところに悪けることができるというふうに書けばいいを主張することができるというふうに書けばいいを主張することができるというふうに書けばいいる。」ではなくて、「その法律行為は、無効とする。」ではなくて、「その法律行為は、無効とする。」ではなくて、「その法律行為は、無効とすると思いますね。まさに今のところは争いがないところは事情があると思います。

てください。 なぜそうなってしまったのか、もう一回説明し

○小川政府参考人○小川政府参考人もちろん、無効の取り扱いに○小川政府参考人○小川政府参考人もちろん、無効の取り扱いに

は明文化すべきだと思いますけれども、どうでしは明文化すべきだと思いますけれども、どうでしの主張は、その当事者である、当事者というか、と言わずにあえて無効としている。しかも、無効れば、取り消しでもいいわけですよね。取り消したしては足りているということだと思います。ことですので、そこまで定めることで本来の目的

) ようか

〇小川政府参考人 確かに、取り消しの場合も、 〇小川政府参考人 確かに、取り消しの場合も、 では、この場合の意思能力の無効の主張権者に近 にれはまた取り消し権ということになって、取り これはまた取り消し権ということになって、取り これはまた取り消し権ということになって、取り これはまた取り消し権ということになって、取り これはまた取り消し権ということになって、取り はしますので、そこには大きな違いがあるという意味 しますので、そこには大きな違いがあるという意味 しますので、そこには大きな違いがあるという意味 しますので、そこには大きな違いがあるという意味

です。 〇階委員 時効の話も後で伺いたいと思いますが、

できるのかどうか、お答えいただけますか。ような場合、今回の三条の二を根拠に無効を主張失った、正常な判断能力が欠如していたといったとはんですが、ギャンブル依存症の人が仮にいたかおられて、興奮して賭博行為に臨んで、対幸心をとして、その人が正気を失った感じで、射幸心をとは、正常な判断能力が欠如していたときに意思能へきるのかどうか、お答えいただけますか。

○金田国務大臣 御質問に対しましては、ギャンの金田国務大臣 御質問に対しましては、○金田国務大臣 御質問に対しましては、※マースでは、※マースでは、※対ので、※対ので、※対の事案ごとの判断ではございますが、がのまさいますが、そのは、※対のを※対のを※対の※対しましては、※対の</li

**D階委員** 先ほどの局長の答弁では、ふだんまと

用があるんだという御説明をいただきました。でも、個別具体的な事情においてはこの条文の適答弁は、一時的に判断能力を喪失したような場合もあるような言い方でしたけれども、今の大臣のもな人にはこの条文は適用されないという考え方

用があるんだという御説明をいただきました。金を失って、無効主張が認められたとしましょう。そのときに、意思無能力者の原状回復義務という条文があります。これは、現に利益を受けていう条文があります。これは、現に利益を受けていう条文があります。これは、現に利益を受けている限度においてというふうにあるんですが、ギャンブルの場合は、負けた意思無能力者が無効を主張したがかの場合は、負けた意思無能力者が傾がお金を払うことはあっても、ギャンブルをしたきました。

参考人にお尋ねします。的にどのようなものがあるのでしょうか。これは回復義務、意思無能力者側の原状回復義務は具体仮にこういうケースがあったとして、この原状

## 〇小川政府参考人 お答えいたします。

新設することとしております。 新設することとしております。 新設することとしております。 新設することとして相手方を契約前の原状に復させ 為などに基づいて債務が履行された場合には、当 のます現行法の第七百三条及び第七百四条に対す の正法案においては、不当利得の一般規定であ

もっとも、意思能力を有しない者を保護すると

けております。を受けている限度にとどまるという旨の規定を設ったという者の原状回復義務の範囲は、現に利益いう観点から、行為時に意思能力を有していなか

○階委員 だから、事案に即して言うと、ギャンの階委員 だから、事案に即して言うと、ギャンのことだとにたとしても、その意思無能力者の側無効を主張したとしても、その意思無能力者の側無効を主張したとしても、その意思無能力者の側が相手に原状回復で返さなくちゃいけないとで何か相手に原状回復で返さなくちゃいけないとで何か相手に原状回復で返さなくちゃいけないとのがある。

○階委員 それで、逆側の方についても確認していたりが不法原因給付に当たるとして、相手方にけ金といいますか、負け金を返還請求できないといったような結論になり得を返還請求できないといったような結論になり得を返還請求できないといったような結論になり得を返還請求できないといったような結論になり得を返還請求できないといったような結論になり得を返還請求できないといったような結論になり得を返還請求できないといったような結論になり得る懸念もあるわけですけれども、仮にそういうギャンブおきたいんですけれども、仮にそういうギャンブおきたいんですけれども、仮にそういうギャンブおきたいる。

**)会日国務では、**香草に見しているでもできずってかということについて大臣にお尋ねします。 金銭の返還を請求できない場合もあるのであろう

〇金田国務大臣 賭博に関しての契約に基づいて 〇金田国務大臣 賭博に関しての契約に基づいて し書きですね。

ることになると考えられます。 ることになると考えられます。 そして、賭博でかけ金を支払った者にない場合においては、そのような場合においては、そのような場合には、賭博に関する契約に基づきかけ金を受け取った相手方にのみ不法な原因があるとは言いがった相手方にのみ不法な原因が存したと評価されることになると考えられます。

考えられます。対してかけ金の返還を求めることができるものと意思能力を有しない場合には、その者は相手方にしたがいまして、賭博でかけ金を支払った者が

○階委員 そうすると、ギャンブル依存症の人が、 ○階委員 そうすると、ギャンブル依存症の人が、

。 それでは、次の質問に移っていきたいと思いま

> で、取り消しと無効との違いみたいなことの方から、取り消しと無効との違いみたいなこと 大がいいんだみたいな話がありましたけれども、 大がいいんだみたいな話がありましたけれども、 大がいいんだみたいな話がありましたけれども、 として、先ほど来取り上げている民 というのは、消滅時効にかから無効の で、取り消し権の場合は時効にかかるから無効の で、取り消しを無効との違いみたいなこと の方から、取り消しと無効との違いみたいなこと

## 〇小川政府参考人 お答えいたします。

ございません。

公序良俗に関する民法第九十条ですとか、この公序良俗に関する民法第九十条ですとか、この公正法案の意思能力に関します第三条の二による改正法案の意思能力に関します第三条の二による

○階委員 そこで、取り消し権との関係でいえば、○階委員 そこで、取り消し権との関係でいえば、

ないのか、ここも確認させてください。

請求権というのは消滅時効にかかるのか、かから回復請求権を行使するような場合、その原状回復に基づいて既に金銭や不動産等の給付がなされて原状いたとした場合、それが、無効が認められて原状いたとした場合、それが、無効が認められて原状いたとした場合、それが、無効が認められて原状いたとした場合、それと、もう一つ確認しておきたいのは、民法

○小川政府参考人○小川政府参考人公序良俗違反ですとか意思無○小川政府参考人公序良俗違反ですとか意思無

成するということになります。

されないとき、または権利を行使することができることを知ったときから五年間権利が行使ができることを知ったときから五年間権利が行使ができることを知ったときから五年間権利が行使ができることを知ったときから五年間権利が行使したがいまして、改正法案のもとでは、原状回したがいまして、改正法案のもとでは、原状回

■はないできるかどうかお話でしたよね。
ができるかどうかというとき、先ほどの質問にとができるかどうかというとき、先ほどの質問にとができるかどうかというのは第三者から主張すること

からということになるんでしょうか。 算点というのは、無効の主張を当事者がしたときということは、今の原状回復請求権の時効の起

〇小川政府参考人 そのとおりでございます。 〇小川政府参考人 そのとおりでございます。 〇小川政府参考人 そのとおりでございます。

**)会日国務大豆** よゝ。とごゝきつ、月てと下ヾろですから、御答弁をお願いします。 でしょうか。これは法務大臣に一応、大事なとこ明文化すべきだと私は考えますけれども、いかが

きではないかというお話でございます。 〇金田国務大臣 はい。ただいまの、明文化すべ

民法を国民一般にわかりやすいものにするといるわけであります。

他方、原状回復請求権に消滅時効の適用があることにつきましても、原状回復請求権は債権であって、債権には消滅時効を適用する規定が置かれって、債権には消滅時効を適用する規定が置かれって、債権には消滅時効を適用する規定が置かれって、債権には消滅時効を適用する規定が置かれって、債権には消滅時効を適用する規定が置かれって、債権には消滅時効を適用する規定が置かれって、債権には消滅時効を適用する規定が置かれって、債権には消滅時効を適用する規定が置かれって、債権には消滅時効を適用する規定が置かれって、債権には消滅時効を適用する規定が置かれって、債権には消滅時効を適用する規定が置かれって、債権には消滅時効を適用があるとにさいた。

定と同じような流れでございます。
法でいえば、五百四十五条の解除の場合にある規う原状回復義務を定めております。これは、現行は、相手方を原状に復させる義務を負う。」とい

その場合、原状回復請求権が、そういう意味でその場合、原状回復請求権が、そういう意味であるということは明らかだと思われますので、もちろを適用する規定が置かれておりますので、もちろん、わかりやすさという議論はあり得るかもしれん、わかりやすさという議論はあり得るかもしれん、わかりやすさという議論はあり得るかもしれるという。

〇階委員 いやいや、違いますよ。

当事者しか無効を主張できない場合、これは取り言った取り消し的な無効、つまり、意思無能力で 無効の場合は解除とかそういうのはないですし、除されるまでは法律行為は有効ですよね。でも、 というのが判然としませんし、かつ、 取り消し的無効なのか、ただの絶対的無効なのか ますけれども、ただ、その場合でも、 きから原状回復請求権が始まるというのはわかり 消し的無効だから取り消し的な無効を主張したと 無効はずっと無効なわけですよ。ただし、先ほど 思って聞いていましたけれども、解除の場合は解 に考えられるんだというような御趣旨なのかなと原状回復請求権が発生するから、それと同じよう 考えられるんどと、うこ・・・・・ないと同じような状回復請求権が発生するから、それと同じようい。 今、多分、解除権を行使した場合は、そこか の場合の原状回復請求権の起算点というの ないわけですから、 そこを書かないと 点というのも 取り消し的 明文上は、

> 私は思いますよ。 明確にならない、わかりやすい民法にならない

もう一回お願いします。

〇小川政府参考人 私が百二十一条の二のときのの小川政府参考人 私が百二十一条の二のときのに当りますがでは同じようのは、条文の、こういう条文、つまり、不当利得が明の際に五百四十五条を引き合いに出しました

はわかりません、これでは」と呼ぶ) 四十五条ではわかるけれども、百二十一条の二で ように……(階委員「いやいや、起算点が、五百 らは出てまいりませんが、先ほど申し上げました 起算点それ自体の問題は、百二十一条の二のみか からないですよ、これでは」と呼ぶ)そうですね。 算点の話をしているんです、起算点。起算点はわ ということについては、条文の……(階委員「起 が、これによって、債権の消滅時効が十年である にもちろん工夫する余地はあるのかもしれません いますので、先ほど申し上げましたように、 としての位置づけは原状回復義務で明らかだと思 そういう意味では、不当利 返 **還請求** 他の特則

う意味でございます。例として出すのにはふさわしいのではないかとい問題として、十年の時効にかかわるということの五百四十五条の三は、あくまで消滅時効の期間の、そういう意味では、私が申し上げたかったのは、

それから、五年、十年という債権の消滅時効のするところなので手直しすべきだと思います。 〇階委員 私は、これもわかりやすい民法には反

区分けがなされました。それで、債権者が権利を区分けがなされました。それで、権利を行使することができるときから十年とで、権利を行使することができるときから十年とで、権利を行使することができるときから大年とで、権利を行使することができるときから大年とで、権利を行使することができるときからから、余りとがないような気がしますね。契約書を見ればどを想定してみますと、この区別というのは余り実を想定してみますと、この区別というのは余り実を想定してみますと、この区別というのは余り実を想定してみますと、この区別さいも思えるというないとないできることを知ったときから五年で、権利をできることができることを知ったときができることを知ったというない。

〇小川政府参考人 御指摘ありましたように、契 〇小川政府参考人 御指摘ありましたように、契 の小川政府参考人 御指摘ありましたように、契 のい川政府参考人 御指摘ありましたように、契 のい川政府参考人 御指摘ありましたように、契 のい川政府参考人 御指摘ありましたように、契 のい川政府参考人 御指摘ありましたように、契 のい川政府参考人 御指摘ありましたように、契

聞きしましたが、何かありますか。 頭に置いて、区別する実益があるというふうにお 頭に置いて、区別する実益があるというふうにお

○小川政府参考人 不当利得はまさに例でござい○小川政府参考人 不当利得はまさに例でござい

話が出ていたような気がします。 **〇階委員** 先ほど、國重先生との議論でもそんな

ではいうことを参考人にお鼻なします。 では、なかなか立証するのが難しいような気がするんですが、これはどのように立証するのだろうとを知ったときとか権利を行使することができることを知ったときとか権利を行使できるときというとを知ったときとか権利を行使できるときというとが、情権者が権利を行使することができることを知ったときとか権利を行使することができることを知るがよいなが、情権者が権利を行使することができるということを参考人にお募なします。

〇小川政府参考人 御指摘にありました、書面に 〇小川政府参考人 御指摘にありました、書面に いを催促したことなど、その他の立証手段による いを催促したことなど、その他の立証手段による いを催促したことなど、その他の立証手段による いを催促したことなど、その他の立証手段による いをでしたことなど、その他の立証手段による ということになると思います。

権者側の立証それ自体が容易でないというふうにそのような債権が発生したこと自体についての債契約書もないような少額債権のケースについては、もっとも、御指摘いただきましたような、書面、

いうふうに考えております。手段が問題となるケースも少ないのではないかと考えられますので、時効に関する債務者側の立証

るものと考えているところでございます。の内容に従って時効の起算点を判断することになや確定期限を立証した場合には、基本的には、そただ、何らかの手段によって債権者が発生原因

○階委員
 これも提案させていただきますけれど
 ○階委員
 これも提案させていただきますけれど
 ○階委員
 これていたと思うんですが、書面によらない契約されていたと思うんですが、書面によらない契約されていたと思うんですが、書面によらない契約されていたと思うんですが、書面によらない契約されかかというふうに考えますが、大臣、最後にはないかというふうに考えますが、大臣、最後にはないかというふうに考えますが、大臣、最後にはないかというふうに考えますが、大臣、最後にはないかというふうに考えますが、大臣、最後にはないかというふうに考えますが、大臣、最後にはないかというふうに考えますが、大臣、最後にはないかというふうに考えますが、大臣、最後にはないかというふうに考えますが、大臣、最後にはないかというふうに考えますが、大臣、最後にはないかというふうに考えますが、大臣、最後にはないかというふうに考えますが、大臣、最後にはないかというふうに考えますが、大臣、最後にはないかと思うと思うない。

○金田国務大臣 ただいまの御質問でございます
 ○金田国務大臣 ただいまの御質問でございます
 ○金田国務大臣 ただいまの御質問でございます

こに分けた際にはどのように適用されるのか、かし、金額の多寡といっても、一つの債権を

小

であります。 なってくるというふうに思われるわけですから、 程度の金額をもってより短期の消滅時効がふさわ 合理的な線引きが容易ではないと考えられたわけ しいと考えるかも、 いったような問題が生ずる。あるいはまた、どの 分割弁済の場合にはどのように適用さ 取引の類型や種別によって異 れるのかと

を終わらせていただきます。 ただいたということを最後に確認しまして、 行為も公序良俗違反という大臣の答弁を

ありがとうございました。

考えにくいと考えられたわけであります。 払い金があるなどとして請求がされること自体がということ。したがって、一定期間の経過後に未 成されないということも考えられます。 もそも債務の負担の原因となった契約書自体が作 であるために、多くのケースでは即時払いがされ て、時効の債権があることを立証することも困難 さらに、少額の債権について それにより決済が終了するのが一般的である は、 実際上 したがっ は、

滅時効の特例の規定が適用されないものも多くあ種類の債権が存在し、その中には、民法の短期消なお、現状でも、商取引に関しましては多様な 摘があることは承知をしておりません。 のについて特例規定を設ける必要があるという指 ると考えられますけれども、そのうちの少額のも

効の特例を設けることにつきましては、技術的に も設けないこととしたものであります。 うに考えられましたことから、 困難ということ、その必要性も高くない、このよ そうしたことから、少額債権についても消滅: 改正法案におい 時

〇階委員 長時間ありがとうございました。 賭博行為は公序良俗違反、賭博行為を目的とす